

機材レンタルご注文書（法人様用）

※印は必ず記入してください。

会社・組織名※	
ご担当者様名※	
ご担当者様名(フリガナ)※	
ご連絡先電話番号※	
携帯電話番号	
FAX 番号	

支社・営業所からのお申し込みの場合は下記にもご記入ください。

支店・営業所 住所※	
支店・営業所 電話番号※	
ご担当者様名※	
ご担当者様名(フリガナ)※	

レンタル期間※	レンタル開始予定日	レンタル終了予定日
	年 月 日	年 月 日
受け取り方法※	<input type="checkbox"/> ご来店 <input type="checkbox"/> 郵送 <small>(配達時間指定 午前/12～14時/14～16時/16～18時/18～20時/20～21時)</small>	
お支払方法※	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込み(先払い) <input type="checkbox"/> 代金引換(手数料別)	
レンタル機材※	機材名	個数
		個
		個
		個
		個
		個
		個
備考		

プリントアウトして、042-548-0623 に送信してください。

機材レンタル誓約書 -レンタル規約-

借受者（以下「甲」という）は株式会社テックス（以下「乙」という）から乙が所有する映像・音響機材・その他アクセサリ類（以下「機材」という）を借り受けるにあたり、下記の通り規約を定めます。

（機材貸出）

1. 甲は機材使用中、甲の責により十分に取扱注意を払い、機材を使用・保管する。
2. 甲は機材返却の際、貸出現状時のまま返却を行う。
3. 機材の使用は、使用許諾が取れている場所を原則とする。私有地等での使用にてトラブルが生じた場合、その責任や損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

（貸出期間）

1. 甲は貸出期限を厳守しなければならない。もし乙の定める期限までに機材の返却が不可能な場合は、直ちに乙へ連絡を行い、必要な追加料金を返却時に乙へ支払いを行う。

（料金）

1. 甲は乙の提示した料金を、機材借受時または返却時に全額現金にて支払うものとする。ただし、乙の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（海外使用）

1. 甲は機材を海外で使用する場合、乙の承諾を得るものとする。
2. 甲は機材の海外使用に際し、乙の指定する金額等が補償される対象保険を、甲の責任にて加入しなければならない。また万一、事故が発生した場合は、甲は直ちに乙へ通知する。

（故障と障害）

1. 甲は機材使用前に充分点検し、故障の有無を確認する。甲の点検後、使用中に機材に問題が起き、業務に支障損害が生じた場合、その責任や損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。
2. 機材返却時に機材の破損や欠品、汚損があった場合、乙は故意や過失を問わず、甲による機材の修理代・部品代などの損害とそれにとりもなう修理期間の営業損失を負担する。機材引取後のメンテナンス時に発見された破損や欠品、汚損についても、同様に負担する。

（契約解除）

1. 甲が次の各項に該当するときは、本契約は解除され機材は直ちに乙に返却しなければならない。
 - (1) 本契約のいずれかに違反したとき
 - (2) 支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 監督官庁より営業取消、停止等の処分を受けたとき
 - (6) 暴力団、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下『暴力団等』という）である又は暴力団等と関わりがあることが判明したとき

（管轄裁判所）

1. 本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

平成 年 月 日

株式会社テックスの定める上記のレンタル規約に同意、遵守することを誓約します

（借受者「甲」）

会社名 :

代表取締役 :

印